

空き家のことで こんなお悩みはありませんか？

我が家も空き家になるかも……

空き家になったら
何から始めれば
いいの？



空き家の管理は
どんなことを
するの？

家の相続や
片付け問題、
どうしよう……

お気軽に
ご相談ください

空き家個別相談会

日 時

5月14日(水) 午後1時15分～、2時30分～、3時45分～

場 所

役場 4階会議室 6 (オンライン相談可)

対象者

- 町内にある空き家の所有者または管理者
- 今後空き家になる見込みがある住宅の所有者

定 員

3組 (事前予約制、相談時間は1組最長 50 分)

参加費

無料

申込方法

電話 (Tel 0296-49-3945) または
右記二次元コードのいばらき電子
申請・届出サービスで申し込み



申込期限

5月7日(水)



※相談は、空き家対策担当職員 2 人が
担当します。

※申し込みの際、空き家の所在や相談
したいことなどを事前に聞き取りし
ます。専門的な内容の時は、各種専
門家を紹介することがあります。

ご利用ください！住まいのエンディングノート



「住まいのエンディングノート」とは…

- 住まいに関する情報や将来住まいをどうして欲しいかなどを
書いて残せる
- 住まいの将来を考える際や相続時に参考となる制度や手続き、
相談先を掲載

ノートに書き込むことで…

- 将来相続した家族の方が空き家の問題に困らないように
- 元気なうちから将来のことを家族で話し合うきっかけに



こちらから閲覧、
ダウンロード
できます

【問い合わせ】 ☎ 300-3592 茨城県結城郡八千代町大字菅谷 1170 番地

八千代町役場 都市建設課住宅・空き家対策係 Tel 0296-48-1111 (内線 2430)